

前田啓一(大阪商業大学経済学部教授)

ベトナム中小企業政策の現況と 北部での基盤的技術分野の勃興について

地域と社会(大阪商業大学) No.17
pp.17~39 2014.10.

本論文の狙いは、「(中小企業)政策や振興策がベトナムにあるのかと疑う人すら少なくないと考えられる」なかにあって、ベトナムの中小企業政策の現状を筆者の現地調査の結果もふまえて明らかにするところにある。本論文の構成はつぎのようになっている。

はじめに

- I ベトナム中小企業の現状把握と中小企業振興政策
 1. ベトナム中小企業の現状把握
 2. 中小企業振興政策の枠組み—政令 90 号(2001)から政令 56 号(2009)へ—
- II 裾野産業育成政策
- III 現地調達問題
- IV 基盤的技術分野の勃興
- V おわりに

中小企業政策の現状といった場合、まずは、中小企業の法的定義がそれなりに行われているかどうか、また定義があっても中小企業が統計的に把握できているかどうか、さらにそのような調査結果がきちんと情報公開されているかどうか。前田自身はベトナム中小企業の定義の曖昧さを指摘するものの、統計などの信頼性には言及していない。

前田は日本側の調査報告書やベトナム側の『中小企業白書』からベトナムにおいても中小企業数が増加していることを確認している。この

場合、中小企業の増加→中小企業政策の必要性というベクトルが働いたのか、あるいは中小企業政策の実施→中小企業の増加というベクトルが働いたのか。この点については明確ではない。前田は「ベトナムにおいて中小企業振興政策が具体的に打ち出されるのは 1998 年以降である」と指摘し、その背景にベトナム経済の輸出競争力強化の必要性があったとみている。わたしもその頃にベトナムを調査しており、その見方を支持する。

中小企業振興に関する制度は 2001 年の政令 90 号(≒中小企業振興の基本法)で本格化し、2002 年に計画投資省に中小企業開発庁—現在は企業開発庁—が、この翌年には政策実行機関としての中小企業支援センターがそれぞれ設立されている。2009 年には政令 56 号によって中小企業の定義の改訂があったとされる。同支援センターの運営ノウハウには日本の JICA などの協力があった。前田はハノイの支援センター(職員 16 名)などを訪れた印象についてふれ、中小企業の経営指導など課題も多いことを紹介している。

いずれにせよ、ベトナムでも中小企業政策における試行錯誤が続けられるなかで、今後においてそれなりのベトナム型中小企業政策の方向性もでてくるだろう。その時点での再調査が期待される。前田も言及しているように、ベトナム工業化には「裾野産業」の育成が重要であり、この方向を進めるには中小企業政策の必要性もあろう。裾野を形成できる中小企業をどのように育成するかが重要であることに異論はない。とりわけ、機械産業の発達には「基盤型技術分野」の発展が不可欠であるが、前田は「次第に育ちつつあること」や「金型産業の育成はようやくその緒についたばかりと言わざるをえな

い」とその現状認識を示している。

実際、ベトナムの現状と今後の将来についてはどうなのであろうか。わたしがかつてベトナムを訪れた時、米国系会計事務所の責任者が「最初ベトナムに赴任して3週間ほどの間は、この国について一冊の本が書けると思った。3か月たったとき最初の1頁を書けると思った。1年経過したら最初の1行は書けると思った。3年いたら本を書くことを諦めた」とベトナムの経済社会風土を理解することのむずかしさを語っていた。ベトナムの地域研究者の中小企業研究か、あるいは中小企業研究者のベトナム研究がより正確であるのか。双方の共同研究は今後重要となるであろう。

(中京大学経営学部教授 寺岡 寛)